

1 北海道中学校長会会則

第1章 総 則

第1条 本会は北海道中学校長会（略称「道中」）といい、事務所を札幌市中央区北1条西3丁目敷島プラザビル内におく。

第2条 本会は中学校長の職能向上を図り、北海道の中学校教育の振興を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学校経営に関すること
- 2 研修に関すること
- 3 調査研究に関すること
- 4 会員の身分確立と福利厚生に関すること
- 5 情報交流に関すること
- 6 関係諸機関、諸団体との連絡連携に関すること
- 7 その他、本会の目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第4条 本会は北海道の各地区中学校長会の連合体とする。

第5条 支庁及び人口10万をこえる市を区域として本会支部の「地区」を組織する。
ただし、人口の推移によって地区の改編及び理事の人数について変更の必要あるときは総会で決める。

第6条 地区は本会会則に準じて地区会則を決めることができる。

第7条 全道を6つのブロックに分ける。ブロックの構成は別表による。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 6名 地区理事 20名 事務局長 1名
事務局次長 2名 会計理事 1名 幹事 若干名 運営委員 6名

第9条 役員は次のとおり選出する。

- 1 事務局長は2月の理事研修会で決定し、総会で承認を得る。副会長、事務局次長2名、会計理事は総会で選出する。会長は副会長の互選により推薦され4月の第1回理事研修会で決定し、総会で承認を得る。ただし、会長に就任した副会長の補充はしない。
- 2 地区理事及び幹事は次により選出し、総会で承認を得る。
 - (1) 地区理事は各地区1名選出する。
 - (2) 幹事は会長推薦により若干名選出する。
- 3 運営委員は各ブロックより1名選出し、総会で承認を得る。

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。

第11条 事務局長は各部門との連絡を図り、会務を処理する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその代理をするとともに庶務業務を処理し、会計理事は会計業務を処理する。

第12条 理事及び幹事は会務の執行にあたる。また、理事は総会から委任された事項を審議決定する。

第13条 役員は代議員を兼ねてはならない。

第14条 役員の任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

第15条 本会に次の機関をおく。

総会、理事研修会、副会長研修会、部長研修会、運営委員交流会

第1節 総 会

第16条 総会は本会の最高決議機関で、毎年1回5月に開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。総会は会長が招集する。

第17条 総会は代議員をもって構成する。

代議員は各地区会員20名につき1名とし、端数あるときは1名加えて選出する。

第18条 総会においては次のことを決める。

- 1 活動方針、会則、規程、細則の決定並びに変更
- 2 役員の選出並びに承認
- 3 事業
- 4 決算の承認と予算の決定
- 5 本会の解散並びにそれに伴う必要事項の決定
- 6 その他、本会の目的達成に必要なこと

第19条 総会の議長は代議員より選出する。

第20条 総会は代議員の過半数の出席をもって成立する。

第2節 理事研修会

第21条 理事研修会は本会の執行機関で、総会に対して責任を負う。また、2月の理事研修会においては、事務局長を決定する。また、新年度第1回理事研修会において会長を決定する。理事研修会は会長が招集し、議長は副会長があたる。

第22条 理事研修会は会長、副会長、事務局長、事務局次長2名、会計理事、地区理事及び幹事で構成する。

第23条 理事研修会は会務執行のために必要な部門及び内規を設けることができる。

第24条 理事研修会は必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第3節 副会長研修会

第25条 副会長研修会は運営上必要なことについて協議する。副会長研修会は会長が招集する。

第4節 部長研修会

第26条 部長研修会は業務の企画運営について協議する。部長研修会は会長が招集する。

第5節 運営委員交流会

第27条 運営委員交流会は各ブロックの情報交流、会計の監査を行う。

第28条 運営委員交流会は総会、並びに理事研修会に会計の監査結果を報告し、承認を得なければならぬ。

第29条 運営委員交流会は運営委員長が必要に応じて招集する。運営委員長は運営委員の互選で決める。

第5章 会 計

第30条 本会の経費は会費及びその他の収入による。

第31条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事 務 局

第32条 本会に事務局をおく。事務局の組織、運営については別に定める。

第7章 付 則

- 第33条
- 1 この会則は平成16年5月8日から施行する。(平成16年5月7日改正)
 - 2 この会則は平成20年5月10日から施行する。(平成20年5月9日改正)
 - 3 この会則は平成22年5月7日から施行する。(平成22年5月7日改正)
 - 4 この会則は平成25年5月10日から施行する。(平成25年5月10日改正)
 - 5 この会則は平成27年5月8日から施行する。(平成27年5月8日改正)
 - 6 この会則は平成28年5月6日から施行する。(平成28年5月6日改正)
 - 7 この会則は平成29年4月28日から施行する。(平成29年4月28日改正)